

地域住宅計画(確定版)

ちようししちいき
銚子市地域(二期)

ちようしし
銚子市

平成29年6月

地域住宅計画

計画の名称	銚子市地域（二期）		
都道府県名	千葉県	作成主体名	銚子市
計画期間	平成 24 年度	～	28 年度

1 平成29年6月

当該地域は千葉県の北東部に位置し、人口約6.7万人、世帯数約2.8万世帯（平成27年2月現在の住民基本台帳）の地域である。

また、平成20年住宅統計調査によると、専用住宅総数2万3千9百戸、持家2万戸、公営の借家8百戸、民営借家4千4百戸、給与住宅3百戸となっており、持ち家率が83パーセントと高く、公営の借家3%、民営の借家18%となっている。

現在公営住宅は県営住宅391戸と市営住宅800戸（うち改良住宅48戸、特定市営住宅16戸）となっている。

2. 課題

〇市営住宅については昭和30年代前半から建設事業を実施しており、特に中層住宅は昭和40年から50年代にかけて建設されたものである。財政状況が悪化するなか、老朽化は進行しているため、長寿命化計画に基づいた既存ストックの計画的な修繕、改修により適切な維持管理を図っていかなくてはならない。

3. 計画の目標

『既存ストックの計画的な修繕、改修により長寿命化を図る。』

4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値	目標値		
			基準年度	目標年度	目標年度	目標年度
既存中層市営住宅の長寿命化型改善	棟	当該市営住宅のうち、外壁等改修工事を実施した住宅棟	10棟	24	20棟	28
既存中層市営住宅の長寿命化型改善	棟	当該市営住宅のうち、給水設備改修工事を実施した住宅棟	0棟	26	8棟	28
既存中層市営住宅の長寿命化型改善	棟	当該市営住宅のうち、玄関ドア改修工事を実施した住宅棟	8棟	27	14棟	28

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

(1) 基幹事業の概要

- ・ 既存ストックの長寿命化を図るため、公営住宅等の外壁改修や給水設備改修、玄関ドア改修工事を行う。

(2) 提案事業の概要

なし。

(3) その他（関連事業など）

6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

(金額の単位は百万円)

基幹事業

事業	細項目	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
改良住宅ストック総合改善事業（明神町市営住宅、外壁改修）	長寿命化型	銚子市	2棟48戸	23
公営住宅ストック総合改善事業（天王台、小畑新町、尾永井団地、外壁改修）	長寿命化型	銚子市	3団地8棟124戸	113
公営住宅ストック総合改善事業（榊町、大谷津団地、給水設備改修）	長寿命化型	銚子市	2団地6棟112戸	33
改良住宅ストック総合改善事業（明神町市営住宅、給水設備改修）	長寿命化型	銚子市	2棟48戸	6
公営住宅ストック総合改善事業（小畑新町、尾永井団地、玄関ドア改修）	居住性向上型	銚子市	2団地6棟92戸	52
合計				227

提案事業

事業	細項目	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
合計				0

(参考)関連事業

事業(例)	事業主体	規模等

※交付期間内事業費は概算事業費

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

なし。

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

なし。

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たすことが必要です。）

平成29年6月

なし。

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。